別表　第４条関係

地域活動	交付金の額
森林経営計画作成促進	交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）[注1]の面積１ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者[注2]に対し合意形成活動を行った森林にあっては、当該額に、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積１ヘクタールにつき8,000円を乗じて得た額を加算した額）以内の額 (1)　経営委託を行った森林 28,000円 (2)　共同計画等を行った森林 9,000円 (3)　間伐促進を行った森林 22,000円
森林境界の明確化	(1)　積算基礎森林の面積１ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者に対し合意形成活動（現地立会いの実施により行われたものに限る。）を行った森林（当該者に対し合意形成活動を行った森林として森林経営計画作成促進に係る交付金の加算の適用を受けた森林を除く。）にあっては、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積１ヘクタールにつき 8,000円を乗じて得た額を当該交付単価を乗じて得た額に加算した額） ア　地上法（地上測量による方式をいう。以下同じ。）により森林境界の測量（イの測量を除く。）を行った森林 46,500円 イ　地上法のうち、高性能の機器[注3]を活用して測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項に掲げる作業規程に基づく測量（基準点等との結合を伴うものに限る。）により森林境界の測量を行った森林 55,500円 ウ　航測法（リモートセンシングデータ（測量法第33条第1項に掲げる作業規程に基づき測量されたものに限る。）を活用した測量をいう。）により森林境界の測量を行った森林 58,500円 (2)　森林境界案の作成を行った積算基礎森林の面積１ヘクタールにつき 42,000円を乗じて得た額
森林所有者の探索	積算基礎森林の面積１ヘクタールにつき、4,500円を乗じて得た額以内の額
森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備	積算基礎森林面積１ヘクタールにつき、39,000 円を乗じて得た額以内の額

注１　各森林の区分における交付単価を適用する森林は、交付金実施要領別表２の２の１の（２）の③のアの（ウ）の規定に基づく。

注２　居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね２時間以上を要する森林をいう。

注３　高性能の機器の仕様については、京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成１４年９月２０日京都府告示第４９６号）の規定に準ずる。